

生 徒 心 得

この心得は、人間相互の関係を深く自覚し、自由で平和な学校生活を中心とする私たちの自覚と責任との表現である。私たちは、清潔にして端正な容姿を心がけ、互いに人間性を尊重し、良識ある態度、言動でのぞもう。また、校内にあっては、規律を大切にし、校外にあっては、高校生としての責任ある行動をしよう。

I 服 装

1 頭 髪 パーマ・染色・脱色及び特殊な髪型をさける。

2 制 服

(1) A タイプは次のように定める。

ア 詰襟黒色の標準型学生服に本校制定のボタンをつける。

イ 学生服の上着の丈は、極端に長いものや短いものは避ける。また、襟の高いものや低いものも避けることとする。

ウ ズボンの形状はストレートとし、極端に太いものや極端に細いものは認めない。裾口はシングルとする。

エ 夏服の略装（期間 6 月～9 月とする）Y シャツまたは開襟シャツとし、色は白地の無地とする。

オ 左の襟に学年章（ローマ数字）、右襟に校章をつける。

(2) B タイプは次のように定める。

ア 上衣は胸当てセーラー服、下衣は、スカートもしくは指定スラックスとし、スカートについてはヒダスカートとする。

イ 冬服は上下共濃紺とし、襟、胸当て、胸ポケットをつけ、袖にはカフスをつける。

ウ 夏服（6 月～9 月）の上衣は白地、胸ポケットをつけ、濃紺の襟と胸当てをつけ、長袖にはカフスをつける（半袖も可）。

エ 襟、カフス、胸当てには冬は黒、夏は白の線を 2 条入れる。

オ スカートの 24 本のヒダを標準として入れ、丈は膝が隠れる程度とする。

カ ネクタイは夏冬共、黒色の出来上がりネクタイをし、胸ポケットには校章をつける。

キ ストッキングは黒またはベージュとする。

(3) コート類

ア コート等の上着の着用は登下校時のみとする。

イ カーディガンは、室温が低い、または体調不良等の理由がある場合、授業中であっても着用することができる。

ウ 着用が認められるカーディガンの色は、黒、濃紺、灰色の 3 色のみとする。

エ A タイプについては、Y シャツの上にカーディガンを着用した状態で過ごすことは認めら

れず、学生服の着脱で対応することとする。

(4) 制服の着用

ア 登下校時は平日・休日を問わず制服を着用する。（但し、休日に部活動のために登校する場合は、ジャージでも可とする。）

イ 公的な活動の際は制服を着用する。

ウ やむを得ず制服を着用できない場合は、異装届を要する。

3 履 物

ア 通学には靴を使用し、サンダル、下駄、草履などは使用しない。

イ 上靴は学年ごとに学校指定のものとする。

II 校 内 生 活

1 登校はホームルーム活動開始までにし、それに遅れた者を遅刻とする。（8時50分より3時10分まで生徒玄関を施錠するので、事情があり遅刻する生徒は職員玄関を利用すること。）

2 在校中はみだりに校外に出ない。ただし、特別な事情で外出するときは許可を受けること。

ア 生徒手帳の「諸届欄」に明記する。

イ HR担任に生徒手帳を提出し許可を受ける。

（担任不在のときは副担任又は学年の教師の許可を受ける）

3 早退、欠課するときは、HR担任の許可を得、早退した場合は保護者より担任に連絡する。

4 金銭、貴重品は身につけ、着替えなどの場合は担当教師に預けておく。

5 生徒が集会を行う時は、あらかじめ集会願いを生徒指導部に提出し許可を受ける。

6 掲示物は生徒指導部の許可を受ける。

7 印刷物の発行には、あらかじめ担当教師の許可を必要とし、一部を生徒指導部に提出する。配布に際しては、許可されたもの以外の発行はできない。

8 校舎、校具を誤って汚損した時は、直ちに担当教師に連絡する。理由によっては弁償しなければならない。

III 校 外 生 活

1 夜間外出は午後9時を限度とする。

2 アルバイトをする者は許可願を提出し、学校の許可を受ける。

3 校外における諸活動（旅行・クラス会・キャンプ団体旅行・演奏会等）に参加する場合は、学校と連絡の上、監督者、指導者等を定める。上の事項に関しては、必ず保護者の承諾願を提出し学校の許可を受ける。

- 4 遊戯場（マージャン・パチンコ・ビリヤード・馬券売場）や酒類をおく未成年者立ち入り禁止の店には出入りしない。
- 5 カラオケボックスは協会加盟の店を利用し、利用の際には身分証明書の携行・提示をすること。
- 6 生徒が校外で集会を行うときは、特別な場合以外は許可されない。

IV そ の 他

- 1 男女間の交際は節度あるものとする。
- 2 喫煙、飲酒は、いついかなる場所においても厳禁とする。
- 3 身分証明書及び生徒手帳は常時携帯する。
- 4 学校には、修学上の必需品に限り携帯する。
- 5 個人の所持品には必ず記名する。
- 6 負傷、所持品の紛失、物品の拾得などは直ちにH R担任に届け出る。
- 7 学校で認めた以外の金品徴収はしない。
- 8 登下校の際は、通常の通学経路による。